

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約のある人が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。有効期間は、2年です。

精神障害者保健福祉手帳には、障害の程度により1級から3級までの区分があります。

手帳を取得することにより、障害の程度に応じたサービスを利用できるようになります。

手続の種類		顔写真	診断書	障害年金 証書等	手帳
初めて交付申請するとき		○	○	又は ○	
更新するとき(有効期限の3か月前から)		○	○	又は ○	○
等級変更するとき		○	○	又は ○	○
再 交 付 申 請	手帳を紛失したとき	○			
	手帳を破損・汚損したとき	○			○
変 更 届	住所が変わったとき				○
	氏名が変わったとき				○
死亡、障害に該当しなくなったとき					○

※ 写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの

※ 診断書について：所定の診断書用紙で初診日から6ヶ月を経過した日以後のもの

※ 障害年金と同じ等級で申請するときは、年金証書と直近の年金振込通知書が必要です。

※ 町外へ転出したときは、転出先の市町村の窓口到手帳を持参して、住所変更の届出をしてください。

#### 《注意》

※ 手帳の他人への譲渡や貸与はできません。

※ 障害者本人が障害を有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。